

(配布用)

令和5年 第2回

甲賀広域行政組合議会

定例会 会議録

令和5年3月27日
於 甲賀広域行政組合庁舎

令和5年第2回甲賀広域行政組合議会定例会会議録

令和5年第2回甲賀広域行政組合議会定例会は、令和5年3月27日、甲賀市水口町水口6218番地 甲賀広域行政組合庁舎に招集された。

1 応招議員は、次のとおりである。

- 1番 小 倉 剛
- 2番 堀 郁子
- 3番 西 村 慧
- 4番 田 中 新人
- 5番 山 岡 光 広
- 6番 松 井 圭 子
- 7番 大 島 正 秀
- 8番 赤祖父 裕 美
- 9番 加 藤 貞一郎
- 10番 松 原 栄 樹

2 不応招議員は、次のとおりである。

なし

3 出席議員は、次のとおりである。

出席議員は、応招議員と同じ

4 欠席議員は、次のとおりである。

なし

5 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は、次のとおりである。

- 管理者 生 田 邦 夫
- 副管理者 岩 永 裕 貴
- 監査委員 山 川 宏 治
- 会計管理者 藤 田 文 義
- 事務局長 水 野 誠 治
- 事務局次長 川 島 辰 道
- 総務課長 中 島 史 尚
- 衛生課長 松 本 博 彰
- 衛生センター所長 中 溝 慶 一
- 消防長 本 田 修 二
- 消防次長兼危機管理課長 菊 田 和 広
- 消防次長兼水口消防署長 西 出 敏 夫
- 消防次長兼湖南中央消防署長 松 田 武比古
- 消防総務課長 西 澤 卓 也

6 本会議の書記は、次のとおりである。

- 山 本 恵美子
- 水 田 雅 子
- 小 林 慎 司

7 議事日程は、次のとおりである。

- 日程第 1 議席の指定について
日程第 2 会議録署名議員の指名について
日程第 3 会期の決定について
日程第 4 議案第 2 号 甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議案第 3 号 甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第 4 号 甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第 7 議案第 5 号 甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
日程第 8 議案第 6 号 甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 9 議案第 7 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 10 議案第 8 号 令和 4 年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 11 議案第 9 号 令和 5 年度甲賀広域行政組合一般会計予算
日程第 12 一般質問について
- 8 会議事件は、次のとおりである。
会議事件は、議事日程のとおりである。
- 9 会議の次第は、次のとおりである。

（開会 午前 9 時 00 分）

- 議 長（田中新人） 皆さん、おはようございます。
議会議員の皆様方、本日は何かと御多忙の中を組合議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。
ただいまから、令和 5 年第 2 回甲賀広域行政組合議会定例会を開会します。
会議に先立ち、管理者から挨拶があります。
管理者。
- 管 理 者（生田邦夫） おはようございます。
本日、令和 5 年第 2 回の甲賀広域行政組合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙の中、御参集賜り、誠にありがとうございます。
それでは、当面の報告を兼ねて御挨拶させていただきます。
まず、衛生関係では、ごみ処理施設基幹的設備改良工事につきましては、これまでに工事を終えた 2 系、3 系の焼却炉は、焼却能力も回復し、また、最新設備の導入などにより安定した焼却ができています。そして、現在、最終となります 1 系の工事を行っており、令和 5 年度末には全系列の改良工事が完了する予定であります。今後も全体工事の完了に向け、安全作業の徹底と快適な市民生活を維持するため、安定処理に努めてまいります。
続きまして、消防関係につきましては、消防本部における車両更新計画に基づき更新を予定しておりました、甲南消防署の高規格救急自動車は 3 月 1 日から、そして信楽消防署の消防ポンプ自動車は 3 月 13 日から、それぞれ運用を開始しました。また、3 月に入り、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着きはじめましたが、引き続き、必要な感染対策を講じ、消防業務に取り組む所存

でございます。

さて、本日提案いたしますのは、条例案件が6件、令和4年度補正予算案件、そして令和5年度予算案件の合計8件でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶といたします。本日はよろしくお願いいたします。

議 長（田中新人） ただいまの出席議員は10名です。
これから、本日の会議を開きます。

（議会成立 午前9時03分）

議 長（田中新人） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

議 長（田中新人） 議事に先立ち、諸般の報告をします。

管理者から議会の委任による専決処分についての報告が1件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

次に、監査委員から定期監査の結果及び例月出納検査の結果についての報告が3件ありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたから、御了承願います。

議 長（田中新人） 日程第1、議席の指定についてを行います。

今回、当選された小倉剛議員の議席は会議規則第4条第2項の規定によって、1番に指定します。

続いて、西村慧議員を3番、田中新人議員を4番に指定します。

ここで、小倉議員に挨拶をお願いします。

1 番（小倉剛） 皆さん、おはようございます。

このたび行政組合議会に送っていただきました小倉剛と申します。住まいは土山町鮎河というところで、野洲川の上流部に当たります。ちょうど私の家の前がうぐい川の桜が有名でございまして、桜は土曜日からちらちらと咲いてきましたが、水口や湖南市の真ん中とは随分開花は遅れていますけれども、私自身は桜のように遅れないように皆さんにしっかりとついていきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

以上です。

議 長（田中新人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、7番、大島正秀議員、8番、赤祖父裕美議員を指名します。

議 長（田中新人） 日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田中新人） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

議 長（田中新人） 日程第4、議案第2号、甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管 理 者（生田邦夫） それでは、議案第2号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、清掃関係経費、建設経費に係る負担金の分賦割合についてであります。し尿処理施設水処理設備整備事業に関する起債償還が令和4年度をもって完了となるため、当該部分を削除する一部改正を行うものであります。

施行は令和5年の4月1日とします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長（田中新人） これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5 番、山岡光広議員。

- 5 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第2号、甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いしたいと思います。

今、管理者から御説明がありましたように、清掃関係経費の負担割合を、令和4年度で起債償還が完了したため、その部分を削除して、今後は全て平等割20パーセント、人口割80パーセントに変更するものと、その点は理解をします。

お尋ねしたいのは、今回の変更によって、湖南市、甲賀市の負担割合は結果としてどう変わるのか、この点、教えていただけたらありがたいと思います。

- 議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

- 事務局長（水野誠治） 山岡議員の質疑に対し、答弁いたします。

今回の負担割合の変更は、平成22年度から実施しました、し尿処理施設水処理設備整備事業に係る負担割合として設けられたものでございます。当該事業に係る起債償還が令和4年度末をもって終了し、今後、この負担割合を適用することがないことから、当該事業費に係る負担割合を削除するものです。

このことから、変更によって、現在の平等割20パーセント、人口割80パーセントから変更ということについては、この特段の水処理施設の整備事業に係る負担金の割合だけがちょっと変わっていったので、その部分が外れて通常の状態に変わったということで、変化ということはありませんので、答弁とさせていただきます。

以上です。

- 議長（田中新人） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第2号、甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

- 議長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第2号、甲賀広域行政組合負担金分賦割合に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

- 議長（田中新人） 日程第5、議案第3号、甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

- 管理者（生田邦夫） それでは、議案第3号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、法の施行と同様の措置を講ずるため、開示決定の期限を現行15日以内から30日以内とし、延長する場合の期限の特例については現行45日以内から60日以内とするものでございます。

施行は、令和5年の4月1日といたします。

議 長（田中新人） よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。
これから、質疑を行います。
質疑の通告がありますので、発言を許します。
5 番、山岡光広議員。

5 番（山岡光広） それでは、上程されています議案第3号、甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いしたいと思います。
今、管理者のほうから御説明がありましたように、法の施行によって変更するというものではありませんけれども、改めて変更する理由についてお伺いしたいのが1点と、もう1つは、この間、こうした情報公開請求に基づいて、どれぐらいの件数があったのか、その対応についてお伺いしたいと思います。

議 長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。
事務局長。

事務局長（水野誠治） 山岡議員の質疑に対しまして答弁いたします。

1点目の改正する案の理由でございます。

現在は、土日を含む15日間で、内部協議や顧問弁護士に確認する作業等を経て書類の作成等に時間を要しております。情報公開まで処理期間が切迫した作業でありますことから、今後、様々な分野でデジタル化が進み、開示請求が大幅に増えた場合などで、現在の期間では処理に苦慮することが予測されます。そのため、個人情報の保護に関する法律にうたわれている30日に準拠する形で、本組合条例も30日としているものです。

また、開示を恣意的に遅らせるということは一切ございません。事務の錯綜による御迷惑をかけることがないよう速やかにしていく所存ですが、その辺は御理解願いたいと思います。

2点目、情報公開制度実施状況及び個人情報保護制度の運用状況についての件数でございます。

個人情報、情報公開の件数については組合ホームページで公開しておりますが、令和3年度におきましては、行政文書開示状況として請求はございません。個人情報の開示状況については、消防長へ請求が5件ございまして、うち5件が部分開示で実施しております。

また、令和2年度におきましては、消防長へ行政文書の公開の実施状況が、請求が1件、開示が1件、また、個人情報開示の状況は、請求1件に対し部分開示1件、平成31年と令和元年の年度におきましては、消防長へ行政文書の開示状況として請求が1件、開示が1件、個人情報開示の状況は、請求2件に対し部分開示2件、平成30年度におきましては、消防長へ行政文書公開の実施状況として請求1件の開示1件、個人情報開示の状況は、請求1件に対し部分開示を行っている、このような実績がございます。

以上、山岡議員への答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 山岡議員。

5 番（山岡光広） ありがとうございます。

1点だけちょっとお尋ねしたいと思います。

公開を決定する場合、基本的にはこれまで15日やったのが30日と、基本はここやと思うんですけれども、新旧対照表を見ますと、公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求のあった日から起算して60日以内と、こういうふうに記載をされているわけなんですけれども、この著しく大量に行政文書があった場合という、そういう言い方なんですけれども、実際にはその程度がなかなか分かりにくいということなんですけれども、普通は30日以内ということの理解でいいのかどうかということと、それから、著しく大量にというのはどの程度を指すのか、実際の対応等についてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（田中新人） 事務局長。

事務局長（水野誠治） 再質問にお答えいたします。

たくさんの量の情報公開というのは、うちの行政組合の中で消防行政と衛生行政の2つの大きなところの行政部門がありますが、衛生部門は、開示自体が今も話しましたように少ない、ほとんどない状態で、それだけの大きな情報なりの開示とか、そういうようなものは発生が見込めないような状態です。

一方、消防案件につきましては、救急出動の報告書1件から、火災原因調査で大規模な火災とかであると、大量の書類が対象になり、それを処理することになりますので、1件当たりでも処理に2箇月ほどかかるような作成の処理とか、それを開示となっていくと、これが複数あった場合など、やっぱり開示の内容をしっかりと精査した中で適切な開示という手続になると思いますので、案件によっては変わりますが、規模の状態によって大きな差が出てくると思います。具体的に言うと、今言いましたようなところで、特に大きな大規模災害の中の火災であるとか、死傷者がたくさん出た、こういうような火災原因調査の書類とかになってくると、時間をたくさん要するような案件になるのかなというようなことを思料しております。

以上です。

議長（田中新人） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第3号、甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第3号、甲賀広域行政組合情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（田中新人） 日程第6、議案第4号、甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者からの提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（生田邦夫） それでは、議案第4号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、一元的に適用されることになる地方公共団体の個人情報保護制度について、地域の実情に応じ、定め得るとされる事項について規定するものであります。

これにより、令和5年度から現行の甲賀広域行政組合個人情報保護条例の廃止とともに、法を施行するために必要な事項について、甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものであります。

施行は、令和5年の4月1日とします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（田中新人） これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは、上程されています議案第4号、甲賀広域行政組合個

個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてお伺いします。

本条例は、個人情報の保護に関する法律が改正されて、国の法の施行に伴い必要な事項を定めた新たな条例制定であることについては理解をします。その上で3点お尋ねします。

この国の法の施行に関して、審議した国会では、個人情報の利活用と連携、標準化、共同化の拡大に伴う個人情報保護の危うさが指摘をされると、そういうことありまして、多くの附帯決議が付されました。その中で、自治体の個人情報保護の条例の制定に当たっては、地方自治の本旨の最大限の尊重や、全国共通ルールについて、国の法令を押しつけるのではなく、法令の見直しも検討すべきことを求めています。

そこでお尋ねする1点目は、衆参両院で決議された附帯決議の内容と、特に地方自治体に関わる部分の骨子を本条例にどのように生かされたのか、お尋ねしたいと思います。

2つ目は、甲賀広域行政組合における個人情報というのはどういうものを指すのか、お尋ねします。

3つ目は、個人情報保護審査会については、本条例の制定を受けて新たに設置をされるのか、附則第3条では、委嘱を受けたものとみなすがありますが、現行委員が継続されるのか、以上3点についてお尋ねしたいと思います。

議 長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。
事務局長。

事務局長（水野誠治） 山岡議員の質疑に対しまして答弁いたします。

1点目の地方自治体に関わる部分の骨子をどう生かされたのかという質問に対し、法律の定義等を定めるに当たり、広く丁寧な意見聴取をすることに心がけました。本組合ではホームページにおいて広く意見を聴取する機会を設け、本案を策定しております。

また、本組合の情報公開保護審査会において、識見の委員3名、市民の代表2名、当局の2名による会議にて、御意見を広く聴取し、本案について審議を願い、承認された案を提案しております。

さらに、市民に対しては、本組合情報公開条例及び個人情報保護条例において規定を設けて、情報公開制度の実施状況と個人情報保護運用状況を組合ホームページにて掲載し、その周知を図っております。

2点目、甲賀広域行政組合における個人情報とはどういうものを指すのかということでございます。

本組合の条例定義には、保有個人情報は実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報で、実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、行政文書に記録されているものとされております。又、特定個人情報は行政手続における番号法第2条第8項に規定する特定個人情報と定義づけられており、具体的にお示ししますと、消防関係では各種災害等に出動した際の作成した書類、衛生関係では現在行っている可燃性大型ごみの処理に関する受付申請に係るようなもの、そのような個人情報が挙げられます。

3点目の個人情報保護審査会でございます。

御指摘のとおり、附則第3条のとおり、現在の個人情報保護審査会の委員である者を継続させます。本条例の制定を受けて新しく設置するということとはございません。

山岡議員への質疑の答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議 長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第4号、甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施行
条例の制定についてを採決します。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。
（挙手全員）
- 議 長（田中新人） 挙手全員です。
したがって、議案第4号、甲賀広域行政組合個人情報の保護に関する法律施
行条例の制定については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（田中新人） 日程第7、議案第5号、甲賀広域行政組合議会の個人情報の保
護に関する条例の制定についてを議題とします。
本案について、堀郁子議員から提案理由の説明を求めます。
堀郁子議員。
- 2 番（堀郁子） それでは、議案第5号の提案理由を御説明申し上げます。
本案は、個人情報の保護に関する法律の改正により、一元的に適用されるこ
とになる地方公共団体の個人情報保護制度について、地方公共団体の議会は全
国的に統一されたルールから除外されるため、議会における個人情報を保護す
る条例を新たに制定しようとするものです。
内容については、本組合議会が保有する個人情報の開示等について、個人の
権利を明らかにし、個人の権利、利益を保護し、議会の事務の適正かつ円滑な
運営を図るため必要な事項を定めるものとします。
施行は、令和5年4月1日とします。
よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。
- 議 長（田中新人） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認
め、質疑を終わります。
続いて、これから討論を行います。
まず、原案に反対者の発言を許します。
討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。
これから、議案第5号、甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する条
例の制定についてを採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の方は挙手を願います。
（挙手全員）
- 議 長（田中新人） 挙手全員です。
したがって、議案第5号、甲賀広域行政組合議会の個人情報の保護に関する
条例の制定については、原案のとおり可決されました。
- 議 長（田中新人） 日程第8、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の定年等に関す
る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。
管理者。
- 管 理 者（生田邦夫） 続きまして、議案第6号でございます。6号の提案理由を御説
明申し上げます。
本案は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員の定年も60歳から6
5歳まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げられることを踏まえ、本組合におい
ても同様の措置を講ずることとするものであります。

内容につきましては、役職定年制の導入、定年前再任用短時間勤務制の導入、情報提供・意思確認制度の新設を規定するものであります。

施行は、令和5年4月1日とします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（田中新人） これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、松井圭子議員。

6番（松井圭子） 議案第6号、甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

まず、1点目は、改正案の第3条で職員の定年は年齢65年とするとあり、経過措置で2年ごとに定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げられますが、2年ごとの当該職員の対象者の見込みについてお尋ねをします。

2点目には、新規採用職員計画との関係についてお尋ねをします。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 松井圭子議員への質疑に対しまして答弁をいたします。

1点目の改正案の3条で、職員の定年は年齢65歳とするとあり、経過措置で2年ごとに定年年齢を1歳ずつ段階的に引き上げることとなっております。

当該職員の対象者の見込みでございますが、自己都合退職者数や定年前再任用短時間勤務を選択する職員の数によって大きく変動いたしますことから予測するのは困難であります。自己都合退職者等がいないと仮定した場合、当組合全体の対象者は、令和6年度に2名、令和7年度に3名、うち衛生1名、令和8年度に1名、5年後の令和9年度に2名となります。また、同条件で10年後の推移を予測しますと18人、うち総務関係が1人、以上が定年延長の対象となる職員の推移でございます。

2点目、新規採用者計画との関係でございます。

管理者部局の新規採用職員計画は、平成23年に策定された甲賀広域行政組合行政改革基本計画や甲賀広域行政組合行財政改革基本方針の第4次改訂版により、職員定数の適正化として、再任用制度の活用、退職者不補充、民間活力等の推進などの計画に基づいて、職員の新規採用計画を含め、新規採用者の計画や職員の定数管理に取り組んでおります。

消防関係におきましては、消防力の一定維持を必要とすることから、財政計画なり、その辺のもので計画を立てており、新規採用についても、一定の消防力を維持するためのことで、定年延長に特化した形で条例定数の数なりを増やすというようなことは考えておりません。

以上、松井圭子議員への答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 松井議員。

6番（松井圭子） 今、1点目のところで、10年後には18人を見込んでおられて、1年間で1人か2人、定年延長を希望されて続けられてこられるということになるんですけども、今、2点目のところで、平成23年に立てられた計画で変更はないという御答弁だったというふうに思うんですけども、令和5年から定年延長をするに関わって、本当に新規採用の計画は全く触らなくてもいいということでしょうか。

議長（田中新人） 事務局長。

事務局長（水野誠治） 再質問でございますが、今、行財政改革なり、その辺の中で、現在、事務局部局の職員の定数は49名です。実際に勤務している数が36です。ですので、定年退職になる者が2名となるところで、あと、再任用の方の退職とか、その辺の部分がございまして、その部分を、大きな枠組みでの委託の在り方、その辺を検討した中で含めてまいりますので、そこで大きく定年

延長による職員の影響という分は、委託に変わるということが影響になるかなと思います。条例定数については増えないで進めていけるということでございます。

以上です。

議長（田中新人） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第6号、甲賀広域行政組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議長（田中新人） 日程第9、議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、管理者からの提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（生田邦夫） 議案第7号の提案理由を御説明申し上げます。

本案は、国家公務員の定年引上げに伴い、地方公務員法が改正されたことに伴い、関係する5条例の整備を行う必要が生じたものです。

改正する条例については、甲賀広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、懲戒の方法及び効果に関する条例、そして職員の勤務時間、それから休暇等に関する条例、育児休業等に関する条例、給与に関する条例です。

それぞれ、条ずれに対する対応、字句、読替規定の整理と新たに導入する制度に対応した規定を整備するものであります。

施行は、令和5年の4月1日といたします。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（田中新人） これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

6番、松井圭子議員。

6番（松井圭子） 議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。

今回、この議案第7号では、関係条例の整備に関する条例がいくつか上がっているんですけども、1つ目、職員定数条例について、2つ目、分限に関する方法及び効果に関する条例については組み込まれていません。今後、この2つの条例について、甲賀広域行政組合議会での方向性についてお伺いをします。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 松井圭子議員への質疑に対し、答弁いたします。

まず、1点目の職員定数条例につきましては、議員承知のとおり、先ほど申しましたとおり、管理者部局49名、消防職員204名が条例定数となっています。

この定数条例を改正しない理由といたしましては、まずは管理者部局におい

ては、先ほど議案第6号で答弁いたしましたように、職員数の管理は一般的に自己都合退職者数や定年前再任用短時間勤務を選択する職員数によって大きく変動いたしますことから、職員数の管理は予測が困難であります。当組合の管理者部局は、現在、退職者不補充の行政改革の方針の下、職員の実情を鑑み、業務の運営の積極的な民間活力導入に向けた取組を実践しており、定年延長に係る影響が少なく、職員定数改正の必要性がございません。

また、消防部局におきましては、この制度から定年延長される職員が一定数生じます。昨年来から消防部局で取り組んでおります国の示す消防力の整備指針を考慮した取組から、定年延長に特化した条例定数の改正とするものでなく、国の定める消防力の整備指針に基づいた配備車両に対する職員数の配置についての課題を十分に検討し、将来展望を考えた地域の消防需要の状況、財政状況等、中長期的な視野に立つての適正な定数管理や配置等を考えるべきとの考えもございませぬ。これらから、今回、この定例会での職員の定数の改正については提案いたしてはおりませんが、今後考えていこうと取り組んでいる最中でございませぬので、その節はまた御理解と御協力をよろしくお願いしませぬ。

2点目、分限に関する手続き及び効果に関する条例につきましても、甲賀市、湖南市とも役職定年制の導入により給料を減額することに伴い、分限条例においても対応されているところでございませぬ。本組合においては、甲賀広域行政組合の降給に関する条例に一定の手続きを定めていることなどから、この条例に照らし、必要が生じた際には適切に対応していくということで、今回は分限に関するところについては上程してはおりませぬ。

以上、松井圭子議員への答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許しませぬ。討論はありませぬか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決しませぬ。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひませぬ。

（挙手全員）

議長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第7号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決されませぬ。

議長（田中新人） 日程第10、議案第8号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題としませぬ。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めませぬ。

管理者。

管理者（生田邦夫） 議案第8号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）の提案理由を説明申し上げます。

本補正案は、収入見込額の精査と各事業の執行状況を踏まえ、年度末において最終の補正措置を行うものでございませぬ。

まず、歳入におきましては、両市からの負担金を、それぞれ負担区分に応じ、2,522万3,000円の減額といたしませぬ。

歳出につきましても、議会費において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う議員研修の中止により62万9,000円を減額し、総務費においては、人件

費を58万円減額いたします。

衛生費は、935万4,000円を減額し、修繕料、薬剤費、焼却灰処分手数料、ごみ袋販売手数料などをそれぞれ減額いたしました。

それと、消防費では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止等による人件費の減等により1,466万円の減額といたしました。

以上により、歳入歳出それぞれ2,522万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億5,465万6,000円といたしましたものであります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（田中新人） 本案については、質疑の通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第8号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第8号、令和4年度甲賀広域行政組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

議長（田中新人） 日程第11、議案第9号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算を議題とします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者。

管理者（生田邦夫） それでは、議案第9号でございます。令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算の提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、47億1,089万6,000円、前年度当初予算と比較しまして1億9,733万4,000円の減額といたしました。

歳入につきましては、両市からの負担金を29億4,427万7,000円計上し、使用料及び手数料につきましては、し尿処理、ごみ処分手数料等3億6,363万8,000円を計上しております。

また、ごみ処理施設基幹的設備改良工事及び工事設計施工監理業務委託に対する国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金3億2,445万7,000円を見込んでおります。

諸収入では、衛生関係における市指定ごみ袋の販売と広告収入として1億5,966万8,000円を見込み、消防関係では、県防災航空隊派遣職員助成金を740万円、そして高速道路支弁金を318万円見込んでおり、諸収入として1億7,352万4,000円を計上しております。

組合債につきましては、ごみ処理施設の基幹的設備改良工事及び工事設計施工監理業務委託に伴う一般廃棄物処理事業として8億6,770万円、消防関係の車両更新に伴う消防施設整備事業としまして2,780万円の起債を行う予定をしております。

続きまして、財源としまして、令和5年度に行う主要な事業についてですが、衛生関係では、ごみ処理施設の長期安定稼働を目指し令和2年度から令和5年度までの4箇年で行う基幹的設備改良工事を進めており、工事及び工事設計施工監理業務委託の合計14億6,108万2,000円を計上しております。

それから、消防関係では、高規格救急自動車の更新を予定しており、3,100万円を計上しております。

なお、細部につきましては、事務局から説明いたしますので、御審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（田中新人） 事務局に対し、細部説明を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 令和5年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算案について、詳細説明を行います。

恐れ入りますが、お手元の配布資料A4縦長版の参考資料、議案第9号関係令和5年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算説明書をお目通し願います。

令和5年度予算案につきましては、持続可能な財政運営の確立のため、執行時期や費用対効果を十分に検証し、常に創意工夫することを念頭に置き、歳入と歳出の両面で厳正に精査するとした予算編成方針に基づき、総務、衛生、消防それぞれの部門において認識を共有し、予算編成に取り組みました。

まず、1ページを御覧ください。令和5年度当初予算の概要を御説明いたします。

令和5年度当初予算案の総額は、47億1,089万6,000円となります。前年度当初予算と比べまして1億9,733万4,000円、率にして4.02パーセントの減額となります。

令和5年度の計画の中で最も大きな事業規模を占めるものは、衛生関係の4箇年事業計画の最終年度となる基幹的設備改良事業でございます。

また、消防関係では、信楽消防署の高規格救急自動車の更新、4箇年計画の2年目となる消防車両の運行状況を把握するAVM装置7台分の一部更新などが主な事業でございます。

それでは、詳細に説明します。2ページを御覧ください。

歳入につきまして、上段から、構成両市からの分担金及び負担金の総額は、29億4,427万7,000円で、前年度比7,620万円、率にして2.66パーセント増額計上しております。

その主な内訳といたしましては、基幹的設備改良事業負担金が2,729万6,000円、消防関係建設負担金が715万円の減額であります。また、清掃関係負担金で7,585万円、消防関係負担金で3,957万5,000円の増額となっております。

使用料及び手数料につきましては、当初予算額を3億6,363万8,000円、前年度比466万4,000円、率にして1.27パーセントの減額計上としております。その内訳は、衛生関係の浄化槽汚泥処分手数料が133万2,000円、ごみ処分手数料が232万円及び消防手数料が100万円、以上の3点が減額となります。

国庫支出金につきましては、3億2,445万7,000円、前年度比1億2,391万9,000円、率にして27.64パーセントの減額計上としております。この理由としましては、衛生関係の基幹的設備改良事業の年度事業区分が32.93パーセントとなることから、令和4年度に対し、交付金事業費割合の変動により減額するものでございます。

諸収入につきましては、1億7,352万4,000円、前年度比15万1,000円、率にして0.09パーセントの減額計上としております。その内訳は、衛生関係の市指定ごみ袋販売収入を実績から354万8,000円の増額としておりますが、消防関係の滋賀県防災航空隊に派遣しております職員の減、その派遣する者の交代によるもの、派遣元助成金の250万円、高速道路支弁金の算定係数の変更による160万円などが減額となっております。

組合債につきましては、8億9,550万円、前年度比1億4,480万円、

率にして13.92パーセントの減額計上としております。その内訳は、衛生債が1億1,170万円、消防債が3,310万円の減額でございます。

続きまして、歳出の詳細についてでございます。歳出は、A4横版の令和5年度一般会計予算書と併せて御説明をいたします。

当初予算説明書11ページ、予算書の11ページをお目通し願います。

1款議会費は、78万8,000円で、前年度比56万4,000円、58.28パーセントの減額計上としております。その内訳は、組合議会活動に要する経費で、議員報酬、費用弁償及び議員研修を含めた議会の開会に要する経費でございますが、議員研修の内容を変えることによる減額でございます。

なお、令和5年度の組合議会の開催につきましては、定例会2回、臨時会4回、計6回の開会経費を計上しております。

2款総務費、総務監理費の一般管理費は、7,797万9,000円で、前年度比67万7,000円、率にして0.88パーセント増額計上としております。その内訳は、職員7名の人件費、人事給与システム、財務会計システムなどに要する経費でございます。

続きまして、当初予算説明書12ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は14ページでございます。

2項1目監査委員費は、48万1,000円で、前年度比9万5,000円、率にして24.61パーセントの増額計上としております。その内訳は、監査委員の報酬や監査に要する費用でございます。

続きまして、当初予算説明書13ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は14ページでございます。

3款衛生費、清掃総務費は3億3,344万2,000円、前年度比48万7,000円、率にして0.15パーセントの減額計上としております。その内訳は、衛生業務に従事している職員27名分の人件費、し尿収集運搬委託、排ガス、水質の分析業務委託などを精査した結果の経費でございます。

続きまして、1項2目し尿処理費は、1億1,487万2,000円で、前年度比829万5,000円、7.78パーセントの増額計上としております。その内訳は、し尿、浄化槽汚泥の処理に要する費用を計上しており、施設の現状と維持管理計画の精査により修繕費が248万7,000円減額となりました。しかしながら、物価の高騰から燃料費、光熱水費が732万3,000円、薬剤費が166万4,000円の増額としていることが要因でございます。

続きまして、当初予算説明書15ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は18ページでございます。

1項3目ごみ処理費は5億7,589万3,000円、前年度比7,757万2,000円、率にして15.57パーセントの増額計上としております。その内訳は、衛生センターごみ処理施設における可燃ごみなどの処理に要する経費でございますが、消耗品を417万8,000円、大型ごみ事前受付を職員対応とすることで、その業務委託495万8,000円の減額を図りましたが、修繕費で必要不可欠な修繕の増加から317万4,000円増額となっております。また、物価高騰による市指定ごみ袋作成の費用が2,202万円、焼却運転の動力源となる電力量など、光熱水費が3,316万8,000円、工事請負費では、焼却施設の定期点検整備工事のほか、粗大ごみ処理棟の屋根改修工事など、784万8,000円を増額しているものでございます。

続きまして、当初予算説明書16ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は20ページでございます。

1項4目ごみ処理施設整備事業費は、14億6,488万2,000円で、2億6,894万8,000円、15.51パーセントの減額計上としております。令和5年度は、全体の32.93パーセントに当たる工事を予定しており、1系

焼却炉の設置が主な工事内容となります。事業費割合が前年度より4.01パーセント減額となったことで、工事請負費が1億7,660万5,000円、工事設計施工監理業務委託が103万1,000円、工事計画の工程の調整から、可燃性ごみ外部搬出の経費が8,928万2,000円減額できたことが主な要因です。

続きまして、当初予算説明書17ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は20ページでございます。

4款消防費、1項1日常備消防費は、17億3,700万円で、前年度比5,185万6,000円、率にして3.08パーセントの増額計上としております。その内訳は、職員の人件費、研修費などで、給料、職員手当等の人件費が4,872万3,000円、物価高騰による光熱水費が334万2,000円増額となったこと、このことが主な要因でございます。

続きまして、18ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は23ページでございます。

1項2目消防施設費は、1億3,826万1,000円で、前年度比3,627万8,000円、率にして20.79パーセントの減額計上としております。その内訳は、消防車両など38台の維持運用に係る経費、救急救助活動に必要な備品や消耗品などで、令和5年度においては、高規格救急車の更新、高機能消防指令システムLTE対応型AVMの一部更新委託、及び半自動除細動器の更新などを計画しているものでございます。

続きまして、当初予算説明書19ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は25ページでございます。

5款公債費、1項1目元金は、2億5,559万円で、前年度比2,472万3,000円、率にして8.82パーセントの減額計上としております。その内訳は、衛生関係7件4,425万3,000円、消防関係10件2億1,133万7,000円で、衛生関係では、平成19年度に借入れの大阪湾圏域広域処理場整備事業、平成24年度債、水処理設備整備事業、白煙防止用空気予熱器に係る償還が終了して、令和2年度債のごみ処理施設基幹的設備改良事業の償還が始まり、また、消防関係では、平成27年度債、水槽付消防ポンプ自動車、化学消防自動車、高機能消防指令施設実施設計に係る償還が終了し、令和3年度借入れの災害対応特殊救急自動車、消防ポンプ自動車の元金償還が始まるものでございます。

続きまして、当初予算説明書20ページを御覧ください。令和5年度一般会計予算書は25ページでございます。

1項2目利子は、870万8,000円を、前年度比232万1,000円、率にして36.34パーセント増額計上としております。その内訳は、衛生関係で9件734万9,000円、消防関係で11件115万9,000円、一時借入金利子20万円でございます。

6款予備費は、前年度と同様、300万円を計上しております。

次に、地方債の残高について説明いたします。

令和5年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算説明書5ページを御覧ください。

令和5年度末の地方債見込額は、30億2,464万5,000円となります。

衛生債においては、現存建設の償還が進んでおりますが、基幹的設備改良事業に係る借入れにより増額となっております。

消防債においては、綿密な計画に基づく消防車両の更新のほか、高機能消防指令施設整備などの償還が進んでいることから減少となっております。

最後に、令和5年度一般会計予算書4ページを御覧ください。

第2表債務負担行為として、令和6年度から開始を予定しておりますごみ処

理施設運転管理業務委託を5年間、総額5億5,000万円で債務負担行為として設定しております。

以上、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計当初予算案の説明とさせていただきます。

議長（田中新人） ここで暫時休憩します。再開は10時30分とします。

（休憩 午前10時18分）

（再開 午前10時26分）

議長（田中新人） それでは、休憩前に引き続き、再開します。

これから、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

5番、山岡光広議員。

5番（山岡光広） それでは、上程されています議案第9号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算について、3点お尋ねをしたいと思います。

まず、1点目は、予算書の11ページ、1款1目議会費についてです。

議員研修バス運転業務委託が計上されています。前年は62万9,000円ということで計上されていまして、未執行のため、先ほど可決されました議案第8号の補正予算で減額されたわけですけれども、今回、6万1,000円計上されています。どこへ行く計画なのか、お尋ねをしたいと思います。

2つ目は、13ページの2款1目総務一般管理費です。

細かいことで申し訳ないんですけど、13節に自動車賃借料79万9,000円とあります。公用車3台分の賃借料ということは理解をするんですけども、たまたま前年を見ますと、前年は80万7,000円となっていて、どこが違うのかなということでお尋ねします。

次は、24ページの4款2目消防施設費についてです。

17節で備品購入費で高規格救急自動車3,100万円が計上されています。先ほど冒頭、信楽への配備ということをおっしゃったかなと思うんですけども、改めて、通告していますので、どこに配備する予定なのか、お尋ねをしたいと思います。

もう1つ、12節の委託料で、高機能消防指令システムLTE対応型AVM一部更新委託ということで2,394万9,000円が計上されています。何をどういうふうに更新されるのか、以上3点についてお尋ねしたいと思います。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 山岡議員への質疑にお答えいたします。

まず、1点目、議員各位における議員研修については、令和4年度は新型コロナウイルス感染の影響下であったことから執行されませんでした。この5月には5類への感染症の移行等が示されており、このことから、令和5年度当初予算にも議員研修への経費を改めて計上しているものです。

詳細は、前回、平成29年12月に組合議員様による当組合各施設の視察をして以来、当組合の各施設の議員視察が実施されておりません。このことから、組合議員各位も改選が幾度かあったことから、現在の各施設への現状の把握をしていただきたく、そのことを目的とした計画をしているものでございます。

2点目、管理者部局の賃借している車両は、リース期間を延長して使用しております。その料金が、延長契約ごとにだんだんその分が安くなっている、そのことから、少ない金額であります、金額が変わってきております。

3点目、消防施設費の高規格救急自動車の配備先ということですが、信楽消防署に配備予定とのことでございます。

4点目、高機能消防指令システムに消防車両の運行状況を把握する装置が設置しております。AVM装置といいます。この装置は、NTTドコモが提供

しております通信回線のFOMA回線、通常、第3世代、3Gと言われております。この通信方式でAVM装置の情報が通信されております。このことが、2026年度末をもって、この3Gの回線が4Gの第4世代への通信方式の変更、3Gと言われる通信方式がもう廃止されるということで、4Gに通信方式を変えること、それに伴う回線の切替えをする必要がありますので、AVM装置の一部を更新願うものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長（田中新人） 山岡議員。
5 番（山岡光広） ありがとうございます。

1点だけちょっとお尋ねをしたいと思います。

一番最後におっしゃっていただきました高機能消防指令システムなんですけれども、4Gに変わることによって全体を更新しなければならないということは分かったんですけども、これはもう一般財源でしか対応できないということなんですか。これには一定その更新に対して補助金があるとか、そういうことはないんでしょうか。この点だけお尋ねしたいと思います。

議 長（田中新人） 消防長。
消 防 長（本田修二） 失礼します。

まず、このAVMの切替えに係る件でございますが、議員御指摘のように補助金の対象にはなっておりませんので、一般財源からの対応ということになります。昨年の3月の議会でもこの件で御質問いただきましたが、合計31台の車両がございまして。この31台を、令和4年度から7年度まで、平均しますと6台、7台ほどになるんですが、緊急性の高い車両から更新している、このような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

5 番（山岡光広） 今、消防費、消防車の車両は、このAVMのことをおっしゃっていただいたんですね。

消 防 長（本田修二） はい。

5 番（山岡光広） 分かりました。

議 長（田中新人） これで、山岡光広議員の質疑を終わります。

続いて、6番、松井圭子議員。

6 番（松井圭子） それでは、議案第9号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算について質疑を行います。

まず、1点目には、予算書の9ページ、5款2項1目1節雑入の市指定ごみ袋販売収入が、令和4年度、3年度に比べて増額なんですけれども、増加傾向の分析と、湖南、甲賀の販売実績について。

2つ目には、参考資料の16ページ、3款1項4目基幹的設備改良工事14億5,260万5,000円、令和5年度が事業の最終年度となっています。この工事を行ったことにより、CO₂削減をうたっておられますけれども、令和6年度にCO₂削減効果の検証も行うとしています。そもそも可燃ごみの削減、特に生ごみ量削減への啓発や取組についてお尋ねをします。

3点目、参考資料の22ページ、3款1項3目10節市指定ごみ袋購入費は、令和4年度315万1,000円で、令和5年度は2,202万円が計上されています。備考欄にそれぞれ単価増とあるわけなんですけれども、この理由と、積算見積りは何を根拠に示しておられるのか、お尋ねをします。

議 長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。
事務局長。

事務局長（水野誠治） 松井議員への1つ目の質疑にお答えいたします。

まず、市指定ごみ袋収入の増額傾向の理由と、湖南市、甲賀市での販売実績についてですが、まず、増額傾向の理由につきましては、ごみ袋の予算化に当

たり、過去の販売実績を基本としながら、一定の安全率を乗じて積算をしております。しかしながら、年度間の変動幅や昨今の財政状況を鑑みたときに、その安全率自体も見直すべきかというところもこの編成の中で考えた中でございます。それで、より実績に近い金額ということで積算していることから、予算上の数値としては増額傾向となっております。

次に、湖南省、甲賀市での家庭用ごみ袋の販売実績ですが、令和3年度決算ベースで、湖南省6,132万9,600円、甲賀市9,910万400円となっております。割合で見ますと、おおむね湖南省が40パーセント、甲賀市が60パーセントとなっております。この割合は人口比にほぼ比例した数字となっております。

2点目の質問についてですが、基幹的設備改良工事によるCO₂削減は、高効率モーターへの更新など焼却能率の向上により、電気使用量を抑えることによる目標を定めております。加えて、ごみ量の削減のため、市と連携協力しながら、分別、リサイクルの推進などの啓発活動を協力して行っているところでございます。

組合といたしましては、現在、工事期間中であるため中止としている施設の見学に代わるものとして、ホームページにも掲載しておりますが、職員が学校などに出向き出張講座を行うことなどをやっております。また、今年度、この2月、3月の時期だったんですが、組回覧による広報誌を初めてですが発刊する運びになりました。今後もこの啓発活動を進めていくところでございます。

また、生ごみの量の削減については、市の施策として、湖南省においては生ごみ減量化推進補助金、甲賀市においては堆肥化循環システム事業など、それぞれのまちで特徴ある取組をされているところでございます。

3点目、最後になりますが、市指定ごみ袋購入費の単価増についてでございます。

昨今の原料価格の高騰、為替相場の急激な円安進行、そのようなものにより金額が高騰しております。概算見積りにつきましては、業者への参考見積りを複数取って、それを基本として、為替レート、原油価格相場、在庫数の精査など、総合的に判断して購入の量を積算して、その金額を計上しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 松井議員。

6番（松井圭子） それでは、2点目のところで再質疑したいと思います。

もちろん両市の協力がなければできないことなんですけれども、やはり可燃ごみの中でも水分の多い生ごみの分を減らすということはとても大事なことだと思うので、この行政組合としてもやはり啓発というのが必要なというふうに思うんですけれども、先ほど、組回覧も行っているということなんですけれども、今後の啓発について、もう1つお考えのところをお尋ねします。

議長（田中新人） 執行部。

衛生課長（松本博彰） ただいまの松井議員の再質疑に対しまして、衛生課より答弁申し上げます。

御指摘のとおり、生ごみのリサイクルということの推進をされますと、焼却量がその分減るということでございますので、非常に有用な部分だと思います。先ほど、広報誌の発刊ということも御説明をさせていただきました。これについては、今後年4回を目途に広報してまいりたいと、その中であらゆるリサイクルの推進ということを広報してまいりたい、両市と連携して進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、広域環境においては、実情として小学校へのお出張講座を行っております。あらゆる場所へのお出張講座を今後も継続させていただきまして、そういった部分の推進も御説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（田中新人） これで、松井圭子議員の質疑を終わります。

続いて、8番、赤祖父裕美議員。

8番（赤祖父裕美） 令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算について質疑をいたします。

18ページ、3目ごみ処理費、10節需用費のところですが、先ほども少し答弁はいただいているようですが、市指定ごみ袋製造、購入費6,070万円。

1として、昨年は3,868万円と今年度が大幅に増額の理由について。

2点目は、ごみ処分手数料は、令和4年度より令和5年度の予算は232万円の減額予算となっていますが、先ほど安全率というのがありますが、ごみ袋の予算の立て方についてお聞きしたいと思います。

3点目、コロナ禍でのごみ状況と今後の動向についてお聞きします。

議長（田中新人） 質疑に対する答弁を求めます。

事務局長。

事務局長（水野誠治） 赤祖父議員への質疑にお答えします。

まず、1点目、市指定ごみ袋購入費の単価の増につきましては、先ほど来の御質問にもありましたように、昨今の原油価格の高騰、為替相場の急激な円安進行、このことによって相当な金額の単価が上がりました。そのことについて、その都度、原油価格なり、そういうものを精査しながら、概算見積りにつきまして、複数の業者への参考見積りを逐次実施し、為替レート、原油価格、在庫数、その辺についてをよりシビアに精査し、総合的に判断して算定しております。

2点目、ごみ処分手数料につきましては、衛生センターに直接搬入される可燃ごみに係る手数料でございます。市指定ごみ袋によらないものになります。予算積算については、過年度のごみ搬入実績から、ほぼ横ばい状態ですが、1パーセントの減少で積算しております。

3点目、コロナ禍でのごみの状況と今後の動向ですが、コロナ禍以前となる令和元年度の状況と比べますと、家庭系では、令和2年度に外出自粛等により1,000トンほど逆に増加しております。一時的なものであって、令和3年度、令和4年度の状況で見ると、コロナ禍以前の状況に戻りつつあるとこちらは推測しております。

しかしながら、事業系のごみにつきましては、令和元年度と令和2年度の比較では2,000トン弱減少しております。令和4年度においても、回復基調ではありますが、回復していない状況でございます。今後の動向といたしましては、予測は大変難しいものでございますが、人口の減少、生活様式の変化、ごみの減量化推進などから、大きく増加するようなことはないと考えており、この数値を積算しているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 赤祖父議員。

8番（赤祖父裕美） 2点目についてお聞きします。

1パーセント減額の予算を見積もっておられますけれども、この根拠についてお聞きしたいと思います。

議長（田中新人） 執行部。

衛生課長（松本博彰） ただいまの赤祖父議員の再質疑に対しまして、衛生課より御答弁申し上げます。

予算を立てる段階での1パーセントの根拠でございますが、先ほどの局長からの答弁がございましたとおり、過去の実績、あるいは4年度の見込み、そういったものを踏まえまして、若干の安全率という形で、一定の数字として1パーセント減と、これを安全率と見て立てているところでございます。1パーセ

ントの根拠につきましては、歳入であってもよりシビアな積算をするというふうな考え方の下に、これまでの変動を踏まえながら、その考え方で計上しておりますものでございます。

以上でございます。

議 長（田中新人） これで、赤祖父裕美議員の質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続いて、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（田中新人） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第9号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（挙手全員）

議 長（田中新人） 挙手全員です。

したがって、議案第9号、令和5年度甲賀広域行政組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

議 長（田中新人） 日程第12、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

3番、西村慧議員。

3 番（西村慧） 議席番号3番、西村慧です。議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

おとしの11月に組合議会の議員にならせていただきまして2年余りがたちまして、3回目の登壇をさせていただきます。組合議会におきましても、議員といたしまして、議案質疑のみならず、一般質問の場においても、公正・公明・効率的な行政執行のチェックと、そして新たな提案という形で質問をさせていただきます。

さて、今回の一般質問は、甲賀広域消防メールの概要についてお伺いをさせていただきます。

これにつきましては、甲賀市または湖南市で消防団員に対する火災発生の情報提供については、その対応を迅速かつ効率的にするために、本組合の消防本部から直接団員へ消防メールを配信されている状況にあると認識をしております。そして、この消防メールからの情報を基にして、各市の団本部、そして方面隊、各分団であらかじめ定められたルールに従って、火災の種類や規模に応じて団員を出動して、そのサービスについております。

私も実際甲賀市の消防団員ですので、町内での建物火災は、当然、当該の方面隊全団員が出動なさいますというようなあらかじめ指示を受けていまして、また、分団管轄外のその他火災などでしたら、メールを受けた後に団幹部からの指示に従って出動なさいますというふうな、この情報というのは1つの判断材料というふうな認識をしております。最終的には団長または幹部の指示で動いております。

以上のように、現在運営いただいているこのメールの情報については、消防団が迅速かつ効率的に動ける有意義な要素の1つであると思っておりますので、現在の運用の状況とよりよい仕組みの構築について、通告に従いまして3点、大きく伺わせていただきます。

まず、1点は、消防メールの配信内容の実情についてです。

現在、2市の消防団員に直接配信をいただいておりますが、どのような情報が

あるのか。火災については、建物火災、林野火災、その他火災とありますが、それ以外、何かありましたらお伺いをさせていただこうと思います。

次に、2点目は、毎月7日に消防メールテスト配信というものがありまして、その実績について伺います。

7日には、消防団員約1,400名、甲賀市ですと1,100名、湖南市ですと300名の団員の皆さんにメールを配信されていますが、日々の覚知率といえますか、どれだけ消防団の皆さんがこのメールを認識しているのかという意味で実績を伺います。返信率の高い低いについては各市の取組に委ねられるところですので、実績のみをお伺いしたいと思います。

最後に、3点目は、この消防メールの記載情報の向上についてお伺いをさせていただこうと思います。

これまでに、市の当局でも聞いたところによりますと、本当に日々改良を重ねられて今まで成り立ってきたというところは認識をしておりますが、現在運用中の消防メールについては住所の記載がございません。また、添付されている災害発生場所地図についても、火点と思われる場所にフラッグというか、赤い旗が立っているだけでして、拡大等をしなくても、周辺の道路環境に熟知をされている方でないと、なかなかちょっと場所の見分けが難しいという場合があります。特に山間部の火事でありまして、ちょっとなかなか読み取りが難しいというようなどころも聞かれます。

そのようなことから、住所の詳細を記載していただいたり、団員の今の現在地から火点までの距離を測れるような、例えばグーグルマップと連携するようなルート表示などが可能なかという声も聞かれます。実際に先日火事がありましたところでは、先着した若手団員が一旦グーグルマップで現在地を記しまして、それを各分団のグループLINEに貼り付けて、ここですよというようなところをしていたというような事例もございます。この点については、各団でありますとか市と協議は本当に必要かと思っておりますけれども、実際、運用をいただいている本部として、何か今後の改善であったり、何かよい取組みがありましたら、所見をお伺いしたいと思います。

以上、3点、よろしく願いいたします。

議長（田中新人） 質問に対する答弁を求めます。

消防長。

消防長（本田修二） 失礼します。

一括質問をいただいておりますので、まず、1点目、消防メールの配信内容についてお答えいたします。

現在運用しております甲賀広域消防メールにつきましては、平成30年度に運用を開始した高機能消防指令システムの整備事業の一環として導入したメール一斉指令システムにより配信するものであります。その配信内容につきましては、火災の発生を該当消防団員、あるいは消防職員に通知するとともに、出動車両、出動分団をメールにより通知するというものでございます。

火災以外にも情報を配信してはどうかといったことではございますが、例えば、これは風水害などの災害を想定しておりますけれども、こういった災害につきましては、その対応や被害状況により、消防団に出動をお願いする場所、あるいは規模が様々でありますので、災害を覚知した段階をもってこの場所にこの分団でといった出動要請をかけるということは非常に難しいものがございます。したがって、この部分に関しましては、それぞれ市で運用されているメールシステムによって、現場の状況に応じた出動をお願いするという形で整理し、運用しているところでございます。

続いて、2点目でございますが、毎月7日の消防メールのテスト配信の実績の点について申し上げますと、令和2年度につきましては、延べ1万2,713

名に対してテストメールを配信した結果、到達率99.82パーセント、令和3年度につきましては、延べ1万4,615名に対して到達率が99.68パーセント、令和4年度につきましては、延べ1万5,700名に対して到達率が99.82パーセントとなっております。対象者が微増傾向にある中でも高い水準でメールが到達しているといった状況でございます。

なお、この対象者につきましては、純粹に消防団員の方だけではなく、両市関係者の方、あるいはガス会社等の関係者の方を含めた数となっておりますので、あらかじめ御了承願えればと思います。

最後、3点目でございますが、災害発生場所地図の表示改善という点になります。

この災害発生場所の地図表示機能につきましては、当初、地図の拡大表示機能が十分ではありませんでしたので、表示される地図も固定表示でスクロールできないといったものでありました。そこで、平成31年1月に一度バージョンアップを行いまして、機能改善を図った経緯がございます。その結果、1,500分の1まで拡大して地図の表示ができ、さらに地図のスクロールも可能となりまして、現在、スマートフォンとの親和性、操作性が格段に高まったところでございます。

このような状況にある甲賀広域消防メールですが、議員御提案の住所の記載につきましては、消防隊が現場・現状を確認するまでは火災発生場所を断定、特定できないといったこと、また、仮に誤った住所情報を多数の消防職団員に送信することにもなり、それから生じる個人情報リスクなどを踏まえ、あえて記載しないということとしております。

また、ルート表示するなどの改善をという点について申し上げますと、この甲賀広域消防メールにつきましては、消防指令システムと連携したものでありますので、使用している地図がこれと同様のゼンリン地図となっております。ここにナビゲーション機能を実装するという事は技術的に不可能となっております。

さらに、火災発生時、出動いただく消防団につきましては、発生地の属する地元分団が対象となってまいりますので、お住まいの地元地理、あるいは水利に明るくないというのはあまり想定されないケースであるのかなというふうに考えておりますし、仮に現行のシステムの仕様を大幅に変更するとなりますと、もちろん予算の部分にも大きく影響することになります。

逆に、議員がおっしゃる改善を求める声、これは何名ぐらいの方がおっしゃっておられるのか、また、議員御提案の改善を求める要望等は、消防メールを運用開始後、両市消防団幹部会等を毎月実施されておりますけれども、そういったところから両市を通して、あるいは個別にクレーム等をいただいておりますので、本日現在までトラブルなく運用できているものと承知しているところでございます。今後、相当数の団員の方々から改善を求め困っておられる、また、多くの方が現行の地図で現場に向かうことができないというようなことでありましたら、その段階をもってシステムの改善に向けて検討を進めてまいりたい、このように考え、以上、答弁とさせていただきます。

議長（田中新人） 西村議員。

3番（西村慧） 詳細で丁寧な御答弁をありがとうございました。

再質問ではございませんけれども、やはり消防団の確保というのが各市の責務ではありますけれども、消防団の減少によって、若手に入ってもらえない中에서도、やはり地元で仕事をされていないとか、地元で長い間育てられていない消防団員の方がいらっしゃる、その方が消防団に入ってもらいたいのはいいんですけども、先ほど消防長が言われたとおり、なかなか昔と比べて地理に明るくない方も徐々に増えているような状況でございます。その中で、や

はり団の幹部の皆さんとお話をしている限りでは、なかなかそのような表面の問題は出てこないんですけども、消防団内部としても、やはりそれは課題があるのであれば抽出すべきだと思いますし、またこれは市のほうの一般質問等でも深めていかせてもらいまして、また、本当にこれからの時代、団と消防本部で連携をいただけたところは連携をしながらしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、重ねてお願いを申し上げまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長（田中新人） これで、西村慧議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

お諮りします。

本定例会において議決された案件について、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（田中新人） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

議 長（田中新人） これで、本日の日程は全部終了しました。したがって、令和5年第2回甲賀広域行政組合議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

（閉会 午前11時05分）

以上、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

甲賀広域行政組合議会議長 田中 新人

同 議会議員 大島 正秀

同 議会議員 赤祖父 裕美